

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 白川浄水場特別高圧電気設備修繕

2 業 者 名 三菱電機プラントエンジニアリング(株) 東日本本部 北海道支社

3 特定理由

本修繕の対象は、白川浄水場受変電施設にある特別高圧電気設備で、白川浄水場内で使用する電力を送電線から受電するための設備である。

本修繕では、製造メーカーの技術基準に基づいた修繕・良否判断を求めており、特別高圧電気設備としての機能の維持・回復を図るものである。対象設備はメーカー独自の技術開発により白川浄水場専用に設計・製造および納入したものであり、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを継承している業者でなければ、適正な修繕や総合的な性能確認及び機能診断、劣化診断における良否判断ができず、的確な履行が不可能である。

上記業者は製造メーカーの三菱電機(株)から保守・サービス対応、緊急時対応等の維持管理業務を移管されている唯一の業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕は履行することはできない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 簾舞注水口自家発電設備整備修繕
- 2 業 者 名 三菱電機プラントエンジニアリング(株)
東日本本部北海道支社
- 3 特定理由

本修繕の対象は、簾舞注水口にある自家発電設備で、停電時に簾舞注水口内の各設備に電源を供給するための重要な設備である。

三菱電機(株)が設計・製作し、納入・施工したプラント設備であり、本修繕にあたっては対象機器の構造や特徴、設計・メンテナンスデータなど製造元のみが保有する設備独自の情報と専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。

上記業者は、三菱電機(株)から保守・サービス対応、緊急時対応等の維持管理業務を移管されている業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕は履行することはできない。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契約番号	第73-21-00194号		
件名	白川排水・排泥池返送ポンプ整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 4年 7月 13日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	27,159,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000001680 (株) 荏原製作所 北海道支社		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 荏原製作所 北海道支社							決定
	26,280,000		26,000,000		25,900,000		24,690,000
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川排水・排泥池返送ポンプ整備修繕
- 2 業者名 株式会社 荏原製作所 北海道支社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、排水池に流入した洗浄排水の上澄水を定期的に沈砂池に送水するためのポンプである。
本修繕は機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行うものであるが、交換部品は製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、また部品の組み立て調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、当該機器の設計・製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。